

佐賀県告示第 193 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定により、令和 6 年 1 月 23 日佐賀県告示第 8 号で指定した形質変更時要届出区域の全部について、次のとおり指定を解除する。

令和 7 年 9 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 指定を解除する形質変更時要届出区域

鳥栖市曾根崎町字本成 1070 番 1 の一部及び字四ツ木 1338 番 1 の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項及び第 2 項に定める基準に適合していなかった特定有害物質の種類

六価クロム化合物、シアン化合物並びに鉛及びその化合物

3 1 の形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去